

令和7年（ネ受）第961号 上告受理申立て事件

申立人 マーク・ゴードン

相手方 国



上告受理申立て理由書

2025（令和7）年12月23日

最高裁判所民事部 御中

申立人代理人

弁護士 笹 本 潤
弁護士 緒 方 蘭

原判決は、法令の解釈に関する重要な事項を含んでおり、判決に重大な影響を及ぼす法令違反があることから、申立人は、本件を上告審として受理することを申し立てる。

1 処遇規則17条の2の法令の解釈

(1) 法令の解釈

処遇規則17条の2（制止等の措置）は、「入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。」と規定している。

この法令は、遵守事項に違反する行為を中止させるために、行為を制止し、その他抑止するための措置を認めるものであり、この「合理的に必要と判断される限度」とは、被収容者の人身の自由等の権利に配慮すること

が前提とされている。被収容者による行動を止めさせるには、入国警備官による命令や有形力の行使を伴うため、比例原則が適用される。そのため、遵守事項に違反する行為を中止させるのに必要かつ相当な限度の行為のみが許されると解釈するべきである。

しかしながら、一審判決及び二審判決は、必要性、相当性の観点から「合理的に必要と判断される限度」を判断することなく、漠然と広範に認定をして違法性を否定している。

(2) 控訴人を椅子に座らせる有形力の行使について (本件行為④)

原判決は、申立人が約8分間叫び続けて事情聴取に応じようとしなかったから、入国警備官らが、申立人のひざの裏に手を当てて引いて座らせた行為はやむを得ない有形力の講師であるとして、処遇規則17条の2に基づく適法な措置であると認定している。

しかし、この認定は漠然と必要性の観点から論じるものであり、「合理的に必要と判断される限度」という相当性の観点が欠落している。

実際は、入国警備官らは取調室に申立人を連行した上で、説明もなく、突然、申立人を強制的に座らせようとし、腹部ヘルニアの既往歴がある申立人が「痛い」「助けて」と何度も叫んでも、入国警備官らは無言で足を引くのを止めず強制的に座らせた(乙14、18:49:07~18:49:30)。このように、入国警備官らは申立人に恐怖心と痛みを与えるような行為を強いており、申立人が理解できるような説明をして座ってもらうようにすべきであったのであるから、相当性の観点からの検討は極めて重要である。

したがって、原判決の処遇規則17条の2の適法な措置の解釈には誤りがある。

(3) 本件保護室における制圧行為①等について【本件行為⑥、⑧】

ア 原判決の認定

原判決は、入国警備官が申立人の首に手をまわして申立人を床に引き

倒し、頭部、右腕、左腕、右足、左足の上にそれぞれ入国警備官が乗って6人がかりで制圧をしたことについて、申立人が「本件保護室に連行された後も引き続き興奮状態にあり、座るよう指示を受けたにもかかわらず、これに従わず、大声を出しながら入国警備官らに把持されている両腕を振りほどこうとし、本件制圧行為①によりうつ伏せに制圧されながらも、身体に力をこめるとともに、入国警備官に抑えられている左腕を上を挙げようとする動作をし、繰り返し力を抜くよう指示を受けてもこれに応じない状況だった」として、「自己または他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状況」であったと認定し、処遇規則17条の2に基づく適法な措置には当たると判断した。

イ 原判決の解釈の誤り

しかし、原判決は他の手段があったかどうかを一切検討していない。申立人は金銭をこれ以上払えないという趣旨の発言はし続けているが、入国警備官らを傷付けるような行為はしていない。このような者に対して床に引き倒し、6人がかりで体の上に乗る行動は明らかに相当性を欠いている。

また、原告が床に引き倒された時にバランスを取るために左腕を動かしたことを「抵抗」としているが、突然床に組み伏されれば反射的に腕をつくのは当然の対応であり、それを「抵抗」と評価するのは不合理である。したがって、原告を床に引き倒して6人がかりで体の上に乗って制圧をする必要性がない。

また、入国警備官らは、申立人に金銭を支払う必要がないと説明して申立人を落ち着かせることなく、申立人がより不安と恐怖に陥るような言動を繰り返し、申立人を床に引き倒して制圧することまでした。申立人は、映像（乙14、17）で、入国警備官が控訴人の頭部や首の上に座って控訴人の頭部や首を圧迫する格好で制圧している間に、「アイ キャ

ナット ブレス（「息ができない」という意味）」と繰り返し言って、息苦しさを訴えている。入国警備官らは手で頭部を押さえることもできたのに、控訴人の頭部の上に座る格好をし、「アイ キャナット ブレス」と繰り返し言っても制圧を止めなかったのであるから、相当性を欠く。

したがって、入国警備官らは必要もないのに、報復や見せしめとも取れる形で積極的に原告を制圧しており、原判決がその様な入国警備官らの対応を処遇規則17条の2に基づく適法な措置に当たるとして広く被收容者への暴行を容認している点で、原判決には解釈の誤りがある。

（４）本件保護室における制圧行為②等について

ア 原判決の認定

原判決は、「入国警備官らは、それぞれ、控訴人の頭、右腕、左腕、腰及び足を押さえて控訴人を組み伏せて同人を制圧していたものにはすぎない。また、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、入国警備官らが、本件タグを外す作業を終えて本件保護室から退室するため、控訴人の両腕を放そうとしたところ、興奮状態に陥り、大声で叫び続けて把持された両腕を強く揺さぶるなどしたものであるから、控訴人においては、自己または他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかなく」必要性・相当性を欠いていたということとはできないとし、処遇規則17条の2に基づく適法な措置に当たるとした。

イ 解釈の誤り

原判決は、申立人の状態に応じて措置の必要性を検討していない。また、原判決は申立人が把持された両腕を強く揺さぶるなどしたという一瞬の出来事を取り上げているが、他方で入国警備官らが申立人が21：25：14頃に「ニード トゥ ゴー トゥ ホスピタル」、「ドント アクセプト」などと伝え、病院に行きたいと訴えているこ

とを無視したことにより、申立人が興奮状態に陥ったという経過を踏まえていない。

申立人は、入国警備官らが申立人の訴えを無視して部屋に入り、申立人の両腕を把持したため、申立人は何をされるかわからず大きい声を上げたが、特段、入国警備官らに対して加害する行動はしていない。把持された両腕を強く揺さぶったのはバランスを取るために体を動かしたためであり、一瞬のことである。そのため、制圧をする必要性はなかった。

にもかかわらず、入国警備官らは、病院に行きたいと言っている申立人に対し、突然、床に引き倒して頭をいきなり後頭部から床に向けて押さえつけ、その後3人の警備官でうつぶせにさせ、頭、手足を押さえつけ、制圧する必要性はなく、明らかに行き過ぎた行為である。また、制圧・抑止行為としても、5～6人の入国警備官が申立人を全く身動きできないように押さえつけるのは合理的な限度を超えた有形力の行使である。仮に抑止するためだとしても、手足を押さえつけ、頭部まで床になすりつけるように押さえつけるところまで徹底的に床面に押さえつけるのは限度を超え、相当性を欠く。

ウ したがって、入国警備官らは必要もないのに、明らかに合理的な限度を超えた有形力の行使によって原告を制圧しており、原判決がその様な入国警備官らの対応を処遇規則17条の2に基づく適法な措置に当たるとして広く被収容者への暴行を容認している点で、原判決には解釈の誤りがある。

2 処遇規則19条第1項について

(1) 解釈

処遇規則19条（戒具の使用）第1項は、次のとおり定める。

「所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自己又は他人に危害を加えること。

三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。」

同規定が、「他にこれを防止する方法がないと認められる場合」、「必要最小限度の範囲で」という限定をしていること、戒具の使用は被収容者の身体を自由を侵害し、尊厳を傷付けることから、被収容者に対して戒具を使用する場面は極めて限定的に解釈されるべきである。特に、戒具の仕様にあたっては、入国警備官による有形力の行使を伴うため、比例原則が適用される。そのため、戒具の使用は①戒具の仕様の他に手段がないこと、②必要最小限度の範囲で行なわれることが必要になると解釈するべきである。

しかしながら、一審判決及び二審判決は、「合理的に必要と判断される限度」を判断することもなく、漠然と広範に認定して違法性を否定している。

(2) 本件戒具使用行為①【本件行為⑦】

ア 原判決の認定

原判決は、申立人が「本件保護室に連行された後も引き続き興奮状態にあり、座るよう指示を受けたにもかかわらず、これに従わず、大声を出しながら入国警備官らに把持されている両腕を振りほどこうとし、本件制圧行為①によりうつ伏せに制圧されながらも、身体に力をこめるとともに、入国警備官に抑えられている左腕を上を挙げようとする動作を

し、繰り返し力を抜くよう指示を受けてもこれに応じない状況だった」として、「自己または他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状況」であったと認定し、処遇規則19条1項2号に該当するおそれがあるとし、違法性を否定した。

イ 原判決の解釈の誤り

(ア) 処遇規則19条1項2号「自己又は他人に危害を加えること」に該当しないこと

原判決は、①戒具の仕様の他に手段がないこと、②必要最小限度の範囲で行なわれることという点に一切触れることなく、一連の制圧行為の中で時点や場面を区別することなく、申立人の反射的な対応を並べて書き、漠然と「自己または他人に対して危害を加えるおそれ」があると認定した。

具体的には、申立人は、よろけた際に腕を動かしたことはあったが、両腕をふりほどこうとはしていないし、また、本件制圧行為①によりうつ伏せに制圧されている間に左腕を上を挙げようとしたのは急に床に引き倒されて両腕を拘束されたため、バランスを取るために手を動かしたに過ぎない。身体に力を込めたのは、説明もなく両腕を後ろに回されて痛かったからであり、そのような場合において力を抜くことは不可能である。申立人は、突然、入国警備官らによって床に引き倒され、5名の入国警備官に頭部と四肢を押さえつけられても、すぐに体を動かすことを止め、抵抗していない。申立人は一貫して抵抗するそぶりを見せていないのであり、「自己または他人に対して危害を加える」おそれはない。

実際に、したがって、同条2号にも当たらない。

(イ) 「他にこれを防止する方法がないと認められること」

申立人は、入国警備官らに対して金銭の要求についての発言を繰り返しており、金銭の要求に応じなかったために嫌がらせとして一連の行為が行われていると認識していた。そのため、入国警備官らが、申立人が理解できる形で、申立人に金銭の提供を要求していないことを告げ、なぜ申立人が連行されているのか理由を説明すれば、申立人は落ち着いたのであり、手錠を使うこと以外に防止する方法がある。

また、床に引き倒して制圧をした時点で申立人は大人しくなっているものであり、手錠を使うことまでする必要はない。

(ウ) 必要最小限の範囲を超えていること

入国警備官らは何ら説明のないまま突然、5人がかりで申立人を床に引き倒し、頭部と四肢を押さえつけ、両腕を後ろ手に回して手錠をするという方法を取っており、申立人が少しでも体に力を入れれば、頭部や腕、肩に傷害が発生する可能性が高かった。

山根証人は、申立人を床に押さえつけておく方法の方が手錠よりも身体的な負荷が高い（山根調書11頁）というが、手錠は身体の自由を奪い、相手に屈辱を与えるものであるし、申立人は無理矢理手錠を後ろ手にはめられたことで、肩や腕に痛みが生じており、手錠を後ろ手にはめる行為の方が身体的な負荷が格段に高い。

したがって、必要最小限の範囲を超えている。

(エ) よって、処遇規則19条1号から3号要件を満たさず、入国警備官らの手錠の使用は違法であり、被申立人らは違法な身体拘束をしている点で、申立人の人身の自由を侵害し違法であり、原判決には解釈の誤りがある。

(3) 本件戒具使用行為②【本件行為⑩】

ア 原判決

原判決は、「本件制圧行為②に際する入国警備官らによる制圧行為の前の時点で強い興奮状態に陥っており、その後も、力を抜くよう指示を受けても身体から力を抜く様子がなかったのであるから、控訴人が「オーケー」と言って身体を動かしていなかったとしても、控訴人においては、自己または他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかなく、そのような状態の控訴人に対し、同人を落ち着かせるべく、入国警備官らが、「私たち怪我したくないから」、「落ち着いて」、「リラックスして」、「力を抜いて」、「動かないで」などと声掛けをしつつ、本件戒具使用行為②に際して、後ろ手に手錠をかける行為に及んだとしても、必要性・相当性を欠いていたということとはできない」として、戒具の使用は処遇規則19条1項2号から適法であると判断した。

イ 原判決の解釈の誤り

(ア) 処遇規則19条1項2号「自己又は他人に危害を加えること」に該当しないこと

原判決は、他に適切な方法があったかどうかを一切判断せずに、抽象的な事情から適法であると判断しており、解釈に誤りがある。また、原判決は、戒具使用の直前の時点の状態を問題にしているが、原告が興奮状態になるまでの経過も考慮されるべきである。

申立人は終始、入国警備官らに対して暴行をふるう様子を見せず、全身に力を込め、左足を一步前に踏み出す行為もバランスを取ったり入国警備官らの行為に反射的に反応したに過ぎないのであり、入国警備官らに対して積極的に危害を加えようとしていない。申立人が2回目に入国警備官らによって床に引き倒され、5名の入国警備官に頭部と四肢を押さえつけられた時も抵抗しなかった。

したがって、同条2号にも当たらない。

(イ) 他にこれを防止する方法がないとは認められないこと

繰り返しになるが、申立人は、入国警備官らに対して金銭の要求についての発言を繰り返しており、金銭の要求に応じなかったために嫌がらせとして一連の行為が行われていると認識していた。申立人は、入国警備官らが体調不良の訴えを無視したのも嫌がらせの一環だと認識していた。そのため、入国警備官らが、申立人が理解できる形で、申立人に金銭の提供を要求していないことを告げ、なぜ申立人が連行されているのか理由を説明し、申立人の体調の確認をすれば、申立人は落ち着いたと考えられる。入国警備官らの態度が原因で興奮状態になっていることも看過すべきではない。

したがって、手錠を使うこと以外に防止する方法がある。

(ウ) 必要最小限の範囲を超えていること

入国警備官らは何ら説明のないまま突然、5人がかりで申立人を床に引き倒し、頭部と四肢を押さえつけ、両腕を後ろ手に回して手錠をするという方法を取っており、申立人が少しでも体に入力を入れれば、頭部や腕、肩に傷害が発生する可能性が高い。

また、申立人は特段入国警備官らに暴行をするようなおそれはないため、手錠を後ろ手にかける必要はなかった。

したがって、必要最小限の範囲を超えている。

(エ) よって、手錠の使用は、処遇規則19条1号から3号に該当せず、入国警備官らの行為は違法であり、被申立人らは違法な身体拘束をしている点で、申立人の人身の自由を侵害し違法であり、原判決には解釈の誤りがある。

3 処遇規則14条2項

(1) 解釈

処遇規則 14 条（事故の防止等） 2 項は、次の内容である。

「入国警備官は、収容所等の施設又は被収容者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。」

見出しが「(事故の防止等)」であること、被収容者に「異状を発見したときは、応急の措置を講じるとあることを踏まえると、被収容者に「異状」すなわち普段と異なる様子が見られた場合は、応急の措置を講じ、事故を防ぐ必要がある。

(2) 原判決

原判決は、「控訴人は、入国警備官らが本件保護室に入室して手錠を開錠する際、「ヒューヒュー」と音を立てて呼吸をしているが、その呼吸は荒くはなく、特段苦しむ様子もみられず、発作は 10 分程度で収まったというのであり（入国警備官は、退室時、控訴人に対し「薬飲みますか。」などの声掛けもしている。）、控訴人に医師の診察を受けさせなかったことが、必要性・相当性を欠いていたということとはできない。」として違法性を否定した。

(3) 原判決の解釈の誤り

申立人が、呼吸器に関して「異状」すなわち普段と異なる様子が見られる状態にあったことは明らかであった。

具体的には、申立人は午後 9 時 39 分には胸の部分をさすって床に座り始め、呼吸が断続的に荒くなり、午後 10 時 17 分 09 秒ころには繰り返し咳をするようになり、午後 10 時 23 分 30 秒頃からは明らかに通常ではない、引き付けるような呼吸をするなど喘息の発作が起き、10 時 28 分 23 秒に入国警備官がドア越しに呼びかけても発作が止まらず返事ができない状態であり、入国警備官 8 名が 10 時 28

分40秒に入室して手錠を外している間も常に座り込んだ状態で咳をしており、入国警備官からの「薬飲みますか」という問いかけにすら一切答えられなかった。また、約1時間前の⑦の時点で申立人は「アイウオントゴートゥーホスピタル」と何度も言って病院に行きたいと訴えていた。

したがって、「異状」がないとした原判決は、解釈の誤りがある。

また、原判決は、入国警備官が申立人に対して「薬飲みますか。」などの声掛けをしたことを引用しているが、申立人はせき込んで回答できていない状態だったのであり、その時点で医師の応急措置を受けさせる必要があった。

4 結論

よって、原判決は、法令の解釈に関する重要な事項を含んでおり、判決に重大な影響を及ぼす法令違反がある。

以上